



令和 5 事務年度

所得税及び消費税調査等の状況

(令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日※)

令和 6 年 11 月 29 日

関 東 信 越 国 税 局

《担当》

国税広報広聴室 報道係

電話：048－600－3111（内線 2043）

※ 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に実施した調査等の実績になります。



令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 6 年 11 月

関東信越国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効率的に調査を行った結果、追徴税額の総額は過去最高を記録
- ・ 「実地調査」の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加
 - ・ 「簡易な接触」の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額、追徴税額の総額、1 件当たりの申告漏れ所得金額及び 1 件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、8 万 8 千件（前事務年度 8 万 6 千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 4 万 9 千件（同 4 万 7 千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、8 千件（同 8 千件）。うち特別調査・一般調査が 6 千件（同 6 千件）、着眼調査が 2 千件（同 2 千件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、8 万件（同 7 万 8 千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,307 億円（同 1,188 億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、792 億円（同 833 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 736 億円（同 773 億円）、着眼調査によるものは 56 億円（同 60 億円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、516 億円（同 355 億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、182 億円（同 164 億円）と、過去最高となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、143 億円（同 140 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 138 億円（同 135 億円）、着眼調査によるものは 5 億円（同 5 億円）となっています。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、178 万円（同 179 万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、38 億円（同 24 億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に、実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比				
調 査 等 件 数	件	6,001		1,808		7,809		77,970		85,779	
		6,268	104.4%	1,777	98.3%	8,045	103.0%	79,536	102.0%	87,581	102.1%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	5,314		1,247		6,561		40,163		46,724	
		5,603	105.4%	1,289	103.4%	6,892	105.0%	41,836	104.2%	48,728	104.3%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円	77,341		5,954		83,294		35,517		118,811	
		73,550	95.1%	5,620	94.4%	79,170	95.0%	51,576	145.2%	130,746	110.0%
追 徴 税 額	本 税	百万円	11,186		423		11,609	2,346		13,955	
			11,467	102.5%	466	110.2%	11,933	3,593	153.2%	15,525	111.3%
	加 算 税	百万円	2,350		55		2,405	36		2,441	
			2,319	98.7%	63	114.5%	2,382	255	708.3%	2,638	108.1%
	計	百万円	13,536		479		14,014	2,382		16,396	
			13,786	101.8%	529	110.4%	14,315	3,848	161.5%	18,163	110.8%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	1,289		329		1,067	46		139	
			1,173	91.0%	316	96.0%	984	65	141.3%	149	107.2%
	本 税	万円	186		23		149	3		16	
			183	98.4%	26	113.0%	148	5	166.7%	18	112.5%
	加 算 税	万円	39		3		31	0.1		3	
			37	94.9%	4	133.3%	30	0.3	300.0%	3	100.0%
	計	万円	226		26		179	3		19	
			220	97.3%	30	115.4%	178	5	176.7%	21	110.5%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出者に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千6百件（前事務年度2千7百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千件（同2千1百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、166億円（同194億円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項 目	4 事務年度	5 事務年度	対前年比
① 調 査 等 件 数	件 2,668	件 2,600	% 97.5
土地建物等	2,123	2,006	94.5
株式等	545	594	109.0
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 2,078	件 2,032	% 97.8
土地建物等	1,589	1,501	94.5
株式等	489	531	108.6
③ 非 違 割 合 (② / ①)	% 77.9	% 78.2	ポイント 0.3
土地建物等	74.8	74.8	0.0
株式等	89.7	89.4	▲ 0.3
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円 19,371	百万円 16,556	% 85.5
土地建物等	12,767	12,003	94.0
株式等	6,604	4,553	68.9
⑤ 1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	万円 726	万円 637	% 87.7
土地建物等	601	598	99.5
株式等	1,212	767	63.3

（注）1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は横ばい
- ・ 「簡易な接触」の件数、非違件数、追徴税額の総額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1万6千件（前事務年度1万2千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1万1千件（同9千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、4千2百件（同4千2百件）。うち特別調査・一般調査が3千6百件（同3千5百件）、着眼調査が6百件（同6百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1万2千件（同8千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、63億円（同62億円）と、過去最高になっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、55億円（同55億円）。うち特別調査・一般調査によるものは53億円（同53億円）、着眼調査によるものは2億円（同2億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、131万円（同132万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、9億円（同7億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着 眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調 査 等 件 数	件	3,541		648		4,189		8,047		12,236	
		3,589	101.4%	603	93.1%	4,192	100.1%	11,773	146.3%	15,965	130.5%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	3,037		499		3,536		5,253		8,789	
		3,148	103.7%	431	86.4%	3,579	101.2%	7,009	133.4%	10,588	120.5%
追 徴 税 額	本 税	4,346		165		4,511		694		5,204	
		4,278	98.4%	156	94.5%	4,434	98.3%	810	116.7%	5,244	100.8%
	加 算 税	974		33		1,007		35		1,042	
		1,030	105.7%	28	84.8%	1,058	105.1%	45	128.6%	1,103	105.9%
	計	5,319		198		5,518		729		6,246	
		5,308	99.8%	184	92.9%	5,491	99.5%	855	117.3%	6,346	101.6%
一 件 当 た り	本 税	123		25		108		9		43	
		119	96.7%	26	104.0%	106	98.1%	7	77.8%	33	76.7%
	加 算 税	27		5		24		0.4		9	
		29	107.4%	5	100.0%	25	104.2%	0.4	100.0%	7	77.8%
	計	150		31		132		9		51	
		148	98.7%	30	96.8%	131	99.2%	7	82.2%	40	78.4%

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出者に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.3 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、514 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 220 万円に比べ、2.3 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 556 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 220 万円に比べ、2.5 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、366 件（前事務年度 410 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、1,707 万円（同 2,063 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,173 万円（同 1,289 万円）に比べ、1.5 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、62 億円（同 85 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 19 億円（同 18 億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等				4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
項目								
調 査 件 数				件	410	366	89.3%	6,268
申告漏れ等の非違件数				件	355	334	94.1%	5,603
申告漏れ所得金額				億円	85	62	72.9%	736
追 徴 税 額				億円	18	19	105.6%	138
一件当たり	申告漏れ所得金額			万円	2,063	1,707	82.7%	1,173
	追徴税額			万円	449	514	114.5%	220

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

事務年度等				4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目							
調 査 件 数		件	65	40	61.5%	6,268	
申告漏れ等の非違件数		件	56	35	62.5%	5,603	
申告漏れ所得金額		億円	30	9	30.0%	736	
追 徴 税 額		億円	3	2	66.7%	138	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	4,582	2,143	46.8%	1,173	
	追徴税額	万円	419	556	132.7%	220	

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1.7 倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、378 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 220 万円に比べ、1.7 倍となっています。

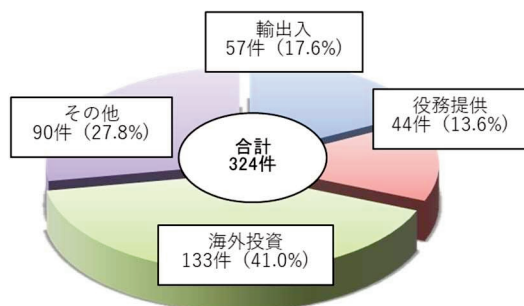
- 令和 5 事務年度においては、324 件（前事務年度 307 件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は 51 億円（同 66 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 12 億円（同 9 億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
調 査 件 数	件			307	324	105.5%	6,268
申告漏れ等の非違件数	件			261	273	104.6%	5,603
申告漏れ所得金額	億円			66	51	77.3%	736
追 徴 税 額	億円			9	12	133.3%	138
一 件 当 た り	申告漏れ 所得金額	万円		2,145	1,573	73.3%	1,173
	追 徴 税 額	万円		283	378	133.6%	220

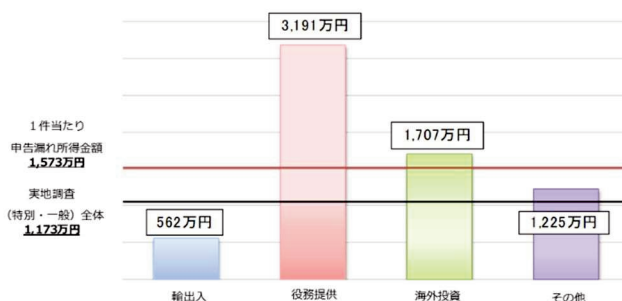
○ 取引区分別の調査の状況

【1 件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「輸 入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出 (入) 業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資 (預貯金等の海外での蓄財を含む。) をいう。
- 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3 に該当しない取引等をいう。



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の1.4倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は304万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の220万円に比べ、1.4倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、240件（前事務年度272件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,043万円（同1,060万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は25億円（同29億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は191万円（同158万円）となっています。また、追徴税額の総額は5億円（同4億円）に上ります。

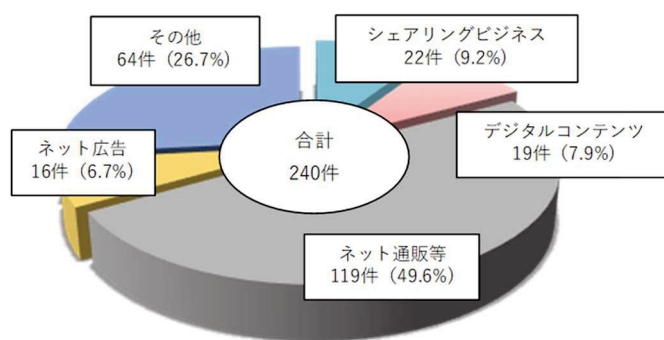
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、104件（前事務年度123件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,683万円（同1,701万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は18億円（同21億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は3億円（同5億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目					
調査件数	件	272	240	88.2%	6,268
申告漏れ等の非違件数	件	234	207	88.5%	5,603
申告漏れ所得金額	億円	29	25	86.2%	736
追徴税額	億円	4	5	125.0%	138
一件当たり 申告漏れ 所得金額	万円	1,060	1,043	98.4%	1,173
一件当たり 追徴税額	万円	158	191	120.9%	220

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目					
調査件数	件	123	104	84.6%	6,268
申告漏れ等の非違件数	件	104	97	93.3%	5,603
申告漏れ所得金額	億円	21	18	85.7%	736
追徴税額	億円	5	3	60.0%	138
一件当たり 申告漏れ 所得金額	万円	1,701	1,683	98.9%	1,173
一件当たり 追徴税額	万円	383	304	79.4%	220

4 無申告者に対する調査状況

～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の37億円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も266万円と過去最高となっています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、1,011件（前事務年度942件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,294万円（同2,287万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,173万円（同1,289万円）に比べ、2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は232億円（同215億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は340万円（同306万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の220万円（同226万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は34億円（同29億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、1,384件（同1,277件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった前年をさらに上回り266万円（同248万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の148万円（同150万円）に比べ、1.8倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の37億円（同32億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

事務年度等		4事務年度	5事務年度		5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目				対前年比	
調査件数	件	942	1,011	107.3%	6,268
申告漏れ所得金額	億円	215	232	107.7%	736
追徴税額	億円	29	34	118.1%	138
1件当たり 申告漏れ所得金額	万円	2,287	2,294	100.3%	1,173
1件当たり 追徴税額	万円	306	340	111.2%	220

<消費税>

事務年度等		4事務年度	5事務年度		5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目				対前年比	
調査件数	件	1,277	1,384	108.4%	3,589
追徴税額	億円	32	37	117.0%	53
1件当たり追徴税額	万円	248	266	107.5%	148

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査状況＞

- 令和5事務年度においては、128件（前事務年度128件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は118万円（同137万円）となっています。
また、追徴税額の総額は2億円（同2億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

事務年度等		4 事務年度	5 事務年度	対前年比
項目				
調 査 件 数	件	128	128	100.0%
申告漏れ等の非違件数	件	91	99	108.8%
追 徴 税 額	億円	2	2	100.0%
1 件 当 た り 追 徴 税 額	万円	137	118	86.1%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、87件（前事務年度60件）課税処理しました。
 - 1件当たりの追徴税額は43万円（同215万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は4千万円（同1億3千万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目 \ 事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件	60	87	145.0%
追徴税額	億円	1.3	0.4	30.8%
1件当たり追徴税額	万円	215	43	20.0%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額	1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (含 加 算 税)	前 年 の 順 位
位		万円	万円	位
1	内 科 医	3,133	296	2
2	経営コンサルタント	2,035	783	1
3	ブ リ ー ダ ー	2,006	533	8
4	歯 科 医	1,751	569	-
5	よ う 接	1,666	203	-
6	製 図 設 計 士	1,600	284	13
7	施 設 園 芸 農 業 (果 樹)	1,506	288	19
8	システムエンジニア	1,363	226	10
9	コ ン テ ン ツ 配 信	1,336	230	6
10	ダ ン プ 運 送	1,335	171	14

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
1	キャバレー	万円 2,594	キャバレー	万円 2,717	畜産農業（肉用牛）	万円 3,209	バ	万円 2,870	風 俗 業	万円 2,871
2	情 報 サ ー ビ ス	1,822	畜産農業（肉用牛）	2,092	犬 猫 医	2,674	キャバクラ	2,842	キャバクラ	2,204
3	畜産農業（肉用牛）	1,753	風 俗 業	1,661	キャバレー	1,927	ナイトクラブ	2,549	製 図 設 計 士	1,848
4	整 形 外 科 医	1,638	タ イ ル 工 事	1,579	学 習 塾 経 営	1,706	施設園芸農業（きのこ）	1,867	運 転 代 行 業	1,791
5	冷 暖 房 設 備 工 事	1,455	耳 鼻 咽 喉 科 医	1,375	型 枠 工 事	1,706	焼	1,858	眼 科 医	1,770

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業 種 目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
1	キャバクラ	万円 3,352	ブ リ ー ダ ー	万円 2,275	司法書士、行政書士	万円 3,033	経営コンサルタント	万円 9,212	内 科 医	万円 3,133
2	ブ リ ー ダ ー	2,314	野 菜 栽 培 農 業	2,241	ブ リ ー ダ ー	2,178	内 科 医	5,460	経営コンサルタント	2,035
3	鉄 骨 、 鉄 筋 工 事	1,688	キャバクラ	2,005	外 構 工 事	2,145	馬鈴しょ、甘しょ作農業	2,999	ブ リ ー ダ ー	2,006
4	弁 護 士	1,601	製 図 設 計 士	1,486	機 械 部 品 受 託 加 工	2,052	看 板	2,065	歯 科 医	1,751
5	ブ ロ ッ ク 工 事	1,576	経営コンサルタント	1,466	経営コンサルタント	1,859	西 洋 料 理	1,939	よ う 接	1,666

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事務年度2位の「キャバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

3 令和元事務年度2位の「ブリーダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したもの。

4 令和2事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。